

財務省告示第九十七号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十八年二月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百七 十六回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で四百九十六億円	四百九十九億二千七百三十六万 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年二月二十日 額面金額百円につき百円六十六

十 十  
二 一

の 経 利  
払 過 子  
込 利 率  
み 子 率

日 年 銭  
に 本 一  
た 加 郵 六  
に 金 額 政 公 一  
払 額 を 次 社 算 式 裁 是 算 出 金 額  
込 込 第 十 八 号 規 定 算 出 金 額  
む 八 号 規 定 算 出 金 額  
もの と する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.6}{100} \times \frac{62}{365}$$

十 三

初 期 利 子

平 成 十 八 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期  
と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る 時 は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う べ し  
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四

第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十  
日 を 支 払 期 と し 各 支 払 期 に お  
い て 利 子 を 支 払 う 。 前 六 月 間 に 属 す

十 五

償 還 金 額 限

平 成 二 十 七 年 十 二 月 二 十 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

十 六

元 利 金 支 払 所

日 本 銀 行

十 七

払 込 期 日

平 成 十 八 年 二 月 二 十 日

十 八